

令和8年度「バイ・シズオカ オンラインカタログ」を活用した 県産品の販路開拓業務委託募集要領

1 趣旨

「静岡県マーケティング戦略 2025-2028」に基づき、静岡県の農林水産物やその加工品をウェブ上に掲載する「バイ・シズオカ オンラインカタログ」（以下、「カタログ」という。）を活用した販路開拓を推進するため、量販店等のバイヤーと、本県農林水産物や加工品を生産する事業者等（以下、「事業者」という。）との商談会を開催する。

また、商談会に向けた事業説明会の開催及び事業者のカタログ登録の支援を行う。

2 募集開始 令和8年4月23日（木）に静岡県ホームページに掲載

3 業務委託者

- (1) 業務委託者：静岡県知事 鈴木康友
- (2) 執行部署：静岡県経済産業部産業革新局マーケティング課
〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号
電 話 054-221-3713 FAX 054-221-2698
メール marke@pref.shizuoka.lg.jp

4 業務概要

- (1) 業務の名称
令和8年度「バイ・シズオカ オンラインカタログ」を活用した県産品の販路開拓業務委託
- (2) 業務の内容
令和8年度「バイ・シズオカ オンラインカタログ」を活用した県産品の販路開拓業務（別紙仕様書参照）。
- (3) 業務委託期間
契約締結日から令和9年3月19日（金）まで
- (4) 委託限度額
総額 6,010,000 円（消費税及び地方消費税額を含む）※限度額を超えたものは失格とする。
- (5) 契約費の支払方法
受託者は、委託業務完了検査合格後、静岡県に対して請求書を提出し、静岡県は請求書に基づき委託費を支払う。

5 企画提案参加資格

参加資格を有するものは、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 日本国内に本社を有していること。
- (3) 直近1年間において、都道府県税を滞納している者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立がなされていない

者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立がなされていない者であること。

(5) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）による特別清算開始の申立がなされていない者であること。

(6) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）による破産手続開始の申立がなされていない者であること。

(7) 銀行取引停止処分を受けていない者であること。

(8) 次のアからキのいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

6 企画提案参加方法

(1) スケジュール

ホームページによる公告開始	<u>令和 8 年 4 月 23 日（木）</u>
質問票の提出期限	令和 8 年 4 月 30 日（木）17 時まで
質問票の回答	令和 8 年 5 月 8 日（金）
参加表明書の提出	<u>令和 8 年 5 月 11 日（月）17 時まで</u>
企画提案書の提出期限	<u>令和 8 年 5 月 15 日（金）17 時まで</u>
選定対象者の決定通知	令和 8 年 5 月 19 日（火）
選定委員会（プレゼンテーション）	<u>令和 8 年 5 月 22 日（金）</u>
選定結果の通知	令和 8 年 5 月 26 日（火）

※応募者の状況により変更する可能性がある。

(2) 公募型企画提案募集要領等に関する質問の受付及び回答

質問事項がある場合は、所定の様式（様式 1）により提出すること。

なお、下記に係る質問については受け付けない。

- ・電話や来訪による口頭での質問
- ・提案書の具体的な記載方法、記載内容及び評価基準についての質問

ア 提出期限

令和 8 年 4 月 30 日（木）17 時まで

イ 提出先

静岡県経済産業部産業革新局マーケティング課

メール marke@pref.shizuoka.lg.jp

ウ 提出方法

メール

エ 回答

質問提出期限終了後に一括して、静岡県経済産業部産業革新局マーケティング課ホームページ「令和8年度「バイ・シズオカ オンラインカタログ」を活用した県産品の販路開拓業務委託公募型企画提案募集について」内に公開する。

【掲載ページ】

<https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/nyusatsukobai/nyusatsukeizaisangyou/1082235.html>

(3) 参加表明書の提出

参加を希望する場合は、参加表明書（様式2）を提出すること。なお、参加表明書を提出していない場合は、企画提案書を受け付けない。

ア 提出期限

令和8年5月11日（月）17時まで

イ 提出先

静岡県経済産業部産業革新局マーケティング課

メール marke@pref.shizuoka.lg.jp

電話 054-221-3713

ウ 提出方法

メール ※確実な受信確認のため、提出の際にお電話ください。

(4) 企画提案書の提出

企画提案に応募する者は、以下の書類を提出すること。

	提出物	内 容	様式	部数
①	企画提案書かがみ	・ 社印等の押印は不要	様式3	1
②	企 画 提 案 書	・ 様式4を、7（2）エに示す評価項目及び評価基準を基に記載すること。 ・ 企画提案書は日本産業規格A4用紙20ページ以内、カラー印刷とする。	様式4	2部とデータ
		・ 選定委員会プレゼンテーション補足資料	任意	2部とデータ
③	参 加 資 格 類 確 認 書 類	・ 会社概要等（定款及び組織、沿革、事業等会社の概要） ・ 直近1年間の納税証明書（本社所在地の法人都道府県税）	任意	1
④	見 積 書	・ 見積書には積算内容を詳細かつ具体的に記載すること。 ・ 仕様書に基づいた事業の実施に直接必要となる経費とし、備品等財産の取得に関わる経費は認めない。	任意	1

※上記「企画提案書」の内容については、契約候補者を選定するためのものであり提案書どおりに実施するものではなく、県との協議により、実施内容を決定する。

※上記「見積書」内の経費等の金額については、市場価格等を十分精査し、適正な価格となるよう調整することがある。

ア 提出期限

令和8年5月15日（金）17時まで（必着）

イ 提出先

静岡県経済産業部産業革新局マーケティング課
〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 県庁東館7階
電話 054-221-3713
メール marke@pref.shizuoka.lg.jp

ウ 提出方法

電子データを電子メールで送付の上、提出書類を直接持参又は郵送（郵送の場合は「書留」とすること。）

※郵送の場合は、発送時にお電話ください。

※企画提案書受領後、1日以内に受領の連絡を致します。連絡がない場合は、お電話ください。

(5) 選定対象者の決定

ア 企画提案者が5者を超えた場合は、エの審査項目により書面審査し、評価点の高い5者を選定委員会での審査対象とする。なお、評価点と同じ場合は、商談会運営の実績、その他販路開拓支援業務の実績の順に評価点を比較し、順位付けを行う。上記で決定ができない場合には、商談会運営の実績、その他販路開拓支援業務の実績の順に、実績件数が多い方を上位とする。実績件数も同じ場合は、様式4に記載されている実績の内容及び成果を勘案し、執行部署にて順位付けを行う。

イ 選定対象者に対しては、令和8年5月19日（火）までに選定通知書（様式5）を電子メール及び書面により通知する。

ウ 選定対象者に選定されなかった者（以下、非選定対象者という。）に対しては、令和8年5月19日（火）までに選定されなかった旨と、その理由（非選定理由）を非選定通知書（様式6）に記載し電子メールにより通知する。

エ 選定対象者の選定

審査項目	評価の着目点	配点
	判断基準	
業務実績 (過去5年間)	商談会運営の実績 ・業務実績がわかる資料を添付(様式4) ①2件以上 ②1件 ③0件	① 5点 ② 3点 ③ 0点
	その他販路開拓支援業務の実績 ・業務実績がわかる資料を添付(様式4) ①2件以上 ②1件 ③0件	① 3点 ② 1点 ③ 0点

(6) 企画提案に際しての注意事項

ア 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる。

- ・提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- ・提出書類に虚偽の内容を記載した場合

- ・審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ・本要領に違反すると認められる場合
- ・その他担当者があらかじめ指示した事項に違反したとき

イ 著作権・特許権等に係る責任

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て応募者が負う。

ウ 複数提案の禁止

企画提案者は、複数案の企画提案書の提出はできない。

エ 返却等

提出書類は理由の如何を問わず返却しない。また、差し替え及び再提出は認めない。

オ 費用負担

企画提案書の作成、提出、選定委員会への出席など企画提案に要する経費等は、すべて応募者の負担とする。

カ その他

企画提案者は企画提案書の提出をもって実施要領等の記載内容に同意したものと

する。
提出された企画提案書等は、条例に基づく情報公開請求の対象となる。

7 選定に係る事項

(1) 選定委員会での選定方法

選定は、県が別に定める委員により組織された選定委員会が行う。

選定対象者によるプレゼンテーションの内容を確認し、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価項目に基づいて評価、採点し、審議の上、契約候補者を選定する。

(2) 選定委員会

ア 日時：令和8年5月22日（金）13時30分から

場所：Zoomを活用したオンライン選定委員会を想定

※詳細については、企画提案書の提出期限後、別途通知する。

イ 企画提案の所要時間

各提案者 20分以内（説明10分以内、質疑応答10分以内）とする。

ウ 注意事項

- ・選定委員会（プレゼンテーション）では、様式4を用いること。必要に応じて、選定委員会プレゼンテーション補足資料として、県へ提出した資料を用いることはできる。
- ・選定対象者は他の選定対象者のプレゼンテーションを傍聴することはできない。
- ・指定の時間に遅れた場合には、選定対象とはしない。

エ 評価項目及び評価基準

提案された事業内容について、下記の項目に基づき数値（得点）で評価し、予算

の範囲内において、最も得点の高い者を契約候補者として選定する。また選定結果は、選定後、速やかに選定対象者に電子メールにより通知する。

なお、選定委員会において必要と認める評価項目を追加する場合がある。

評価項目	評価基準	配点	
		小計	
1 提案内容	ア 商談先の選定 的確な選定理由が示されたうえで、首都圏、関西圏、中央日本四県等の幅広いエリア及び多様な業態から商談先が選定されており、想定している量販店等は県産品の認知度向上や販路開拓に高い効果が見込まれるか。	20	80
	イ 事前準備、当日の運営 成約率を高めるために、バイヤーへのヒアリング、募集要項の作成、事前マッチング等において十分な工夫が示されているか。また、商談に十分な広さを有する会場の確保、適切な資材の配置、タイムマネジメントを含めた運営体制など、当日の商談を円滑かつ効果的に進行するための具体策が示されているか。	15	
	ウ コーディネーターの選定 コーディネーターは、申込事業者に対して、FCPシート作成等への助言が可能で、書類選考通過率向上への貢献が期待できる人物であるか。また、商談時にバイヤーや出展者に対して、商流、物流等の助言が可能で、成約率向上への貢献が期待できる人物であるか。	25	
	エ 商談結果のフィードバック、追跡調査 出展者が今後の販路開拓に直結できるよう、効果的な商談評価シート（アンケート）の設計を含め、評価結果の共有に留まらない具体的なフィードバック手法が提案されているか。また、バイヤーへのWEB打合せ等の追跡調査において、成約の阻害要因や潜在的なニーズを的確に引き出すためのプロセスが示されているか。	20	
	(2) カタログの登録支援等	カタログ登録支援や問合せ対応の仕組みが明確に示されているか。	5
2 実施体制	業務を実施する上で資格、経験、専門知識や人数等、適切な業務実施体制を有しているか。	5	5

3 実現可能性	具体的かつ実現可能な提案内容や実施手順・スケジュールが示されているか。	5	5
4 経済合理性	提案内容は、費用対効果の観点から効果的か。	5	5
5 社会的取組	パートナーシップ (PS) 構築宣言※企業であるか。 (※サプライチェーン全体の共存共栄等の新たな連携や下請け中小企業新工法に基づく基準の遵守等に取り組む企業等の「宣言」を登録するもの)	1	1
合計		101	

※評価項目のうち「5 社会的取組」は、該当の場合は1点、該当しない場合は0点とする。

(3) 選定結果の通知

選定結果は、選定通知書(様式5)又は非選定通知書(様式6)にて、全ての選定対象者に令和8年5月26日(火)までに通知する。

(4) 非選定結果に対する説明

非選定通知書を受け取った者は、通知の翌日から5日(土曜日及び日曜日を除く)以内に書面(自由様式)により、非選定理由(審査結果に係る自社の評価)について説明を求めることができる。

8 契約方法

- ・契約候補者は、静岡県と協議し、委託業務に係る仕様を確定させた上で、契約を締結する。仕様書の内容は、提案内容を基本とするが、契約候補者と県との協議により最終的に決定する。
- ・契約候補者が正当な理由なく静岡県と契約を締結しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、選定委員会で次点となった者と契約内容についての協議を行った上で、契約を締結するものとする。

9 留意事項

- (1) 委託先として選定した事業者を公表する。
- (2) 本委託業務の成果品の著作権の全ては、静岡県に帰属する。
- (3) 社会情勢の変動により、契約後に内容変更する場合がある。

10 問い合わせ先

静岡県経済産業部産業革新局マーケティング課マーケティング企画班
〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 県庁東館7階
電 話 054-221-3713
メール marke@pref.shizuoka.lg.jp